

伊方原発 再び差し止め

活断層・火山灰 危険想定「不十分」

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを山口県の住民が求めた仮処分申立てで、広島高裁は17日、運転してはならないとする決定を出した。森一岳裁判長は、原発付近に活断層がないとした四電の調査は不十分で、阿蘇山（熊本県）の大規模噴火時の想定も過小評価だと判断。原発の運転差し止めを司法判断は、東京電力福島第一原発事故後にも注目して、うち高裁で注目。

- 2面II規制案に指摘
- 8面II経営に打撃
- 12面II社説
- 29面II決定要旨
- 31面II思い届いた

広島高裁 検査後も運転認めず

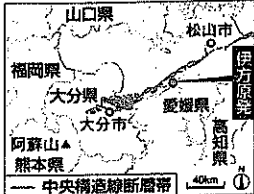
3号機は定期検査で運転を停止中。仮処分はただちに法的拘束力を持つため、今後の司法手続きで覆らない限り、定期検査を終えても運転できない。期間は山口

た。今後、保全員を申し立て、広島高裁で異議審が行われる見通し。申し立てたのは、伊方原

広島高裁の決定骨子

・原発近くに活断層がある可能性は否定できない。だが、四国電力は十分な調査をせずに活断層が存在しないとして原子炉設置変更許可などを申請し、原子炉規制委員会には問題ないと判断。その判断に過誤や欠落があった。

・阿蘇山は破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火を想定すべきだ。四電による火山灰などの噴出量想定は過小で、この規定を前提とした規制委員の判断も不合理だ。

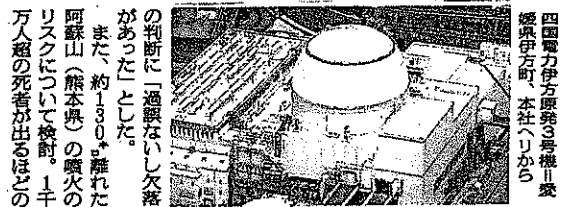


四国電力伊方原発

愛媛県伊方町にある四国唯一の原発。加圧水型軽水炉（PWR）の3基がある。2011年の東日本大震災後、定期検査で運転を停止。1、2号機（いずれも出力56・8万キロワット）は廃炉が決まり、3号機（出力89万キロワット）は新規規制への適合が認められ、16年8月に再稼働した。3号機は現在、定期検査のため運転を停止している。

伊方原発3号機をめぐる経緯と今後予想される流れ

- 2017年3月 住民側が運転差し止め仮処分を申し立て
- 17年10月 定期検査のため運転停止
- 18年10月 運転を再開
- 19年3月 山口地裁管轄支部が申し立てを却下
 - 住民側が即時抗告
- 19年12月 定期検査のため運転停止
- 20年1月 広島高裁が運転差し止めの仮処分を決定
 - 四国電力が異議申し立て
 - 広島高裁で異議審
 - 決定を維持
 - 決定を取り消し
 - 運転停止のまま
 - 運転を再開



四国電力伊方原発3号機II型。愛媛県伊方町、本社へりから

破局的噴火が発生する可能性は極めて低く、立地に具体的危険があるとは認められない。一方、破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火でも、火山灰などの噴出量は四電が見込み約3.5倍に上り、想定は過小だと指摘。これを前提とした規制委員の判断も不合理だと述べた。

伊方3号機をめぐることは、広島高裁が2017年12月、阿蘇山の破局的噴火で火砕流の影響を受ける可能性があると見て、運転を差し止めたが、同高裁の異議審で取り消された。（高橋俊成、遠藤史）

1/18 朝

規制委判断に「誤り」「不合理」

活断層と火山二つのリスク

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）をめぐる、広島高裁決定は活断層と火山という二つのリスクから、運転を止めないとする判断を導いた。主張を認められた住民側が高く評価した一方、原子力規制委員会と四電は反発した。

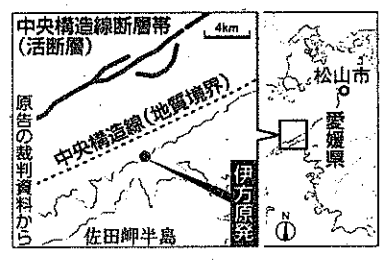
▽1面参照

時刻時刻

広島高裁 伊方差し止め

「今回の即時抗告審で一番大きな論点だったのは活断層と火山。その二つで我々の主張を認め、画期的だ」。決定後、住民側弁護団の中村寛共同代表は力を込めた。

伊方原発をめぐるのは、愛媛や広島などで運転差し止め訴訟が起されてきたが、今回の弁護団が重視したのは、伊方原発の沖合6000mの佐田岬半島に中央構造線（地質境界）の活断層があることだ。



関東から九州にかけて延びる長大な断層。国の地震調査研究推進本部は、そのうち、奈良県香芝市から大分県由布市まで全長約444kmを活断層「中央構造線断層帯」としている。一方、中央構造線断層帯の付近には、向きが異なる岩石が古い断層を境に接している境界がある。これが中央構造線（地質境界）で、伊方原発付近では中央構造線断層帯とは一致しない。

中央構造線

福岡第一原発事故後に原発の運転を差し止めた主な司法判断 大阪原発は本裁判、他は仮処分

判決・決定	差し止め	取り消し	差し止めを申請して却下	差し止め	取り消し	差し止めを申請して却下	差し止め
14年5月21日 福井地裁 大飯原発3、4号機	差し止め						
15年4月14日 福井地裁 高浜原発3、4号機	差し止め						
15年12月24日 福井地裁 高浜原発3、4号機	取り消し						
16年3月9日 大津地裁 高浜原発3、4号機	差し止め						
17年3月28日 大阪高裁 高浜原発3、4号機	取り消し						
17年3月30日 広島地裁 伊方原発3号機	差し止めを申請して却下						
17年12月13日 広島高裁 伊方原発3号機	差し止め						
18年7月4日 名古屋高裁 金沢支部 大飯原発3、4号機	取り消し						
18年9月25日 広島高裁 伊方原発3号機	差し止め						
19年3月15日 山口地裁 岩国支部 伊方原発3号機	差し止めを申請して却下						
20年1月17日 広島高裁 伊方原発3号機	差し止め						

「今回の即時抗告審で一番大きな論点だったのは活断層と火山。その二つで我々の主張を認め、画期的だ」。決定後、住民側弁護団の中村寛共同代表は力を込めた。

伊方原発をめぐるのは、愛媛や広島などで運転差し止め訴訟が起されてきたが、今回の弁護団が重視したのは、伊方原発の沖合6000mの佐田岬半島に中央構造線（地質境界）の活断層があることだ。

11年の東京電力福島第一原発事故後にできた原発の新規制基準では、敷地から2km以内に震源域がある場合、より厳しい設置基準が

層があるかどうかだった。きっかけは、2017年12月に国の地震調査研究推進本部が見直した断層帯の長期評価。佐田岬半島沿岸の中央構造線について「現在までに調査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる」と活断層である可能性に言及した。

規制委反発「審査は常に適切」

規制委は「審査は常に適切にしている。規制基準もその都度、最新の知見で見直している」（児嶋洋平総務課長）と反発した。

中央構造線断層帯は、伊方原発3号機の審査で最大の論点だった。四電は当初、54kmとされていた断層帯の長さを480kmに延ばすなどして、断層帯が動いた場合の地震想定を大幅に引き上げ、改訂された長期評価に新たに盛り込まれた断層の長さや傾きも、規制委は技術的な検討会で原案への影響を調べ、審査で認めた評価に「包含されている」と

要求される。弁護団はこの長期評価の言及に注目。山口地裁岩国支部の審尋から活断層の存在を主張したが、昨年3月の同支部決定は「四電による十分な音波探査などが行われている」などと退けた。

しかし、広島高裁決定は「長期評価の記載は音波探査では不十分であることを前提にしたもの」と指摘。構造線自体が活断層である可能性は否定できないと支部決定の判断を覆した。

さらに高裁が新たな判断を示したのが、原発から約1300m離れた阿蘇山（熊本県）の火山リスクだ。17年12月に広島高裁の別の裁判長が出した決定は、9年前に阿蘇山の約1600m先に火砕流が到達したとする過去最大規模の噴火が起きたことをふまえて、こうした破局的噴火が起きる場合に火砕流が伊方原発

に到達するリスクがあると指摘。今回の広島高裁決定は、破局的噴火の発生頻度は極めて低く運転差し止めを命じるほどのリスクはないと判断した一方、破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火で、四電が想定する噴出量を大きく超える数十立方メートルが噴出する」と指摘。四電の想定は過小で、それを前提とした規制委の判断も不合理だとする結論を導いた。（遠藤隆史）

火山リスクをめぐる新たな判断にも疑問を示す。高裁決定は、規制委が審査に使う「火山ガイド」の考え方に沿って、破局的噴火の想定を理由に「立地不適」と判断することを避けた一方、四電が「火山ガイド」に基づいて想定し、規制委が妥当と判断した噴火の想定（噴出物量約6立方メートル）を過小と指摘しているが、従来の想定範囲内との結論で規制委もおおむね妥当と認めている。ただ、高裁決定が指摘した

確認した。四電にも、使用済み核燃料の貯蔵施設の審査で、改訂された長期評価に基づいて地震想定を再評価を求めた。審査は続いていくが、従来の想定範囲内との結論で規制委もおおむね妥当と認めている。ただ、高裁決定が指摘した

「四電「不服」、政府は推進継続」と、長期の原子力事業は難しい」と話した。

菅義偉官房長官は17日午後の会見で「規制委が新規制基準に適合すると判断した原発は再稼働を進めていきたい」と従来の見解を繰り返したが、再稼働した原発でも簡単に運転が続けられない不安定さを改めて突きつけられた格好だ。

四電「不服」、政府は推進継続

四国電力の井上登一郎執行役員は17日午後、東京都内で緊急記者会見し、今回の高裁決定に「到底承服できるものではない。速やかに不服申し立ての手続きをする」と語った。定例の会見中に決定を聞いた電気事業連合会の勝野哲会長（中部電力社長）も「事業の予見性を持つような形でな

差し止め 思い届いた

1/18
朝日

離島の住民「事故あれば避難できない」

広島高裁が再び、四国電力伊方原発の運転を差し止める決定をした。司法が原子力規制委員会、活断層の存在や火山リスクについてより確かな審査を求めた。折々の原簿、事故大規模化も55年の計。住民の不安を呼び、その苦痛をかきつけた。

伊方原発 広島高裁が決定



伊方原発3号機運転差し止めの仮処分が決定し、喜ぶ支持者たち=17日午後、広島市中区、上田第一撮影

山口県内の活断層、構造体不具合など5年前の本気調査(伊方非覆土)から懸念を述べたが、島内からの避難先は不明。避難先は不明で、住民の不安をかきつけた。伊方原発は、島内からの避難先は不明で、住民の不安をかきつけた。伊方原発は、島内からの避難先は不明で、住民の不安をかきつけた。

「1月17日という日に」

「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」

立地自治体 困惑も

「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」

主張を具体的に検討

「原発の安全と行政・司法・学界の責任」の隔着があり、原発訴訟について研究している元立命館大法科大学院教授の高藤浩井博士の話。山口地裁支部の決定は抽象的に「新規制基準は合理的で、原子力規制委員の判断も合理的」となっていた。一方、今回の決定は住民の主張をひとつひとつ具体的に検討して、手堅く、説得力がある。佐田半島沿岸の活断層の有無を十分調べずに四国電力と規制委が問題なしとした点を、国の地震調査研究推進本部の長期評価に基づいて、調査が不十分だと断じた。原発をめぐる今後の司法判断に影響を与えるだろう。

科学的根拠に乏しい

原子力規制委の新規制基準検討チーム委員を務めた釜江克宏、京都大複合原子力科学研究所特任教授(地震工学)の話。極めて差し止め決定だ。裁判所は、国の地震調査研究推進本部の長期評価を根拠として、原発敷地近くに活断層である中央構造線が存在する可能性を指摘している。問題ないとした規制委の判断を真向から否定した形だ。しかし長期評価の科学的正しさを、裁判所が専門的に検討できているのか疑問が残る。運転差し止め判断につながるような「新たな知見」とは思えない。科学的根拠に乏しい司法判断が出るたびに原簿が止まったり動いたりする状態は好ましくない。

森蔵判長とは
一票の格差訴訟で「違憲状態」の判決
第一審裁判長は、大阪地裁で東京高裁などをを経て、2016年4月に広島高裁に就任し、命じた。

「極めて常識的判断」

「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」

「極めて常識的判断」

「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」
「伊方の危険性を改めて」